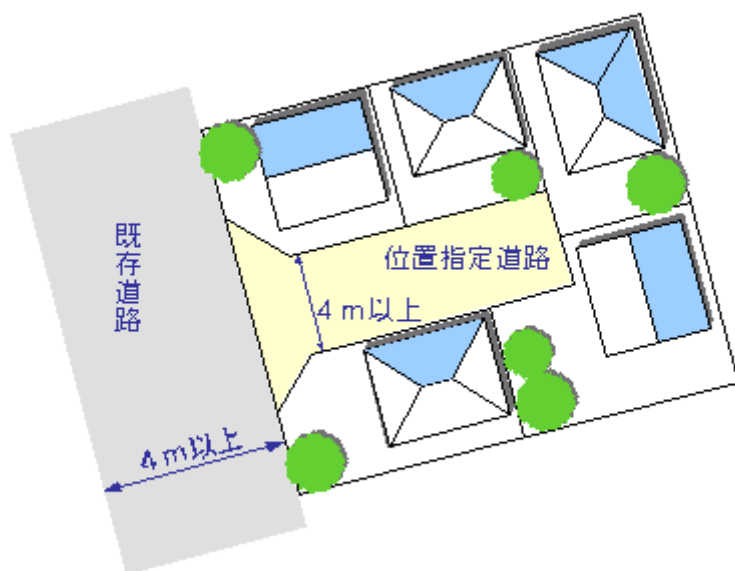


道路位置指定申請の手引き



～住み良い宅地は道づくりから～

厚木市 建築指導課

目 次

I 道路と敷地	
1 道路とは	1
2 道路と敷地の関係	1
3 道路の位置の指定とは	2
II 道路の位置の指定に関する基準	
1 建築基準法施行令による基準	3
2 厚木市建築基準条例について	4
3 厚木市建築確認等取扱規則について	4
III 道路の位置の指定の申請手続き	
1 指定申請の流れ	5
2 事前相談	6
3 本申請	8
4 工事着手・完了検査	10
5 告示・通知	10
IV 指定の変更・廃止手続き	
1 変更（一部廃止）・廃止申請の流れ	11
2 開発行為等に伴う廃止	11
V 道路の位置の指定の技術基準	
1 道路の構造に関する基準	12
2 道路の幅員や形態に関する基準	13

資 料

様 式

関係窓口一覧

I 道路と敷地

1 道路とは

道路は、単に通行のためだけでなく、災害時における避難や防災等の役割を果たしています。

「建築基準法（以下「法」という。）上の道路」（以下「道路」という。）とは、法第42条第1項に規定する幅員4m以上のものとしています。ただし、下記の表の⑥（法第42条第2項）の場合のように、一定の要件を満たしている道については、道路とみなす場合があります。

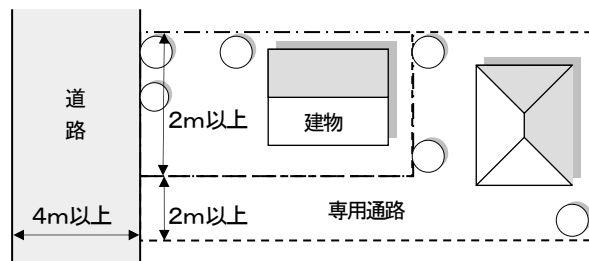
◇ 建築基準法の「道路」

- ① 国道、県道及び市道などの道路法による幅員4m以上の道路
(法第42条第1項第1号)
- ② 開発行為や土地区画整理事業などにより造られた幅員4m以上の道路
(法第42条第1項第2号)
- ③ 建築基準法施行の際に既に存在した幅員4m以上の道
(法第42条第1項第3号)
- ④ 市道整備、都市計画事業及び土地区画整理事業などの事業計画のある道路で、2年以内にその事業が予定されているものとして指定を受けたもの
(法第42条第1項第4号)
- ⑤ 道路の位置の指定を受けたもので幅員4m以上のもの
(法第42条第1項第5号 — 道路の位置の指定)
- ⑥ 現在、幅員が4m未満であるが、法施行の際にその道に沿って建築物が立ち並んでいた幅員1.8m以上の道路（法第42条第2項の道路といい、原則として道路中心線から両側に2m後退した線を道路境界線とみなします。）
(厚木市建築確認等取扱規則 第4条)

2 道路と敷地の関係

建築物の敷地（以下「敷地」という。）は、道路に2m以上接してなければなりません。

(法第43条第1項)



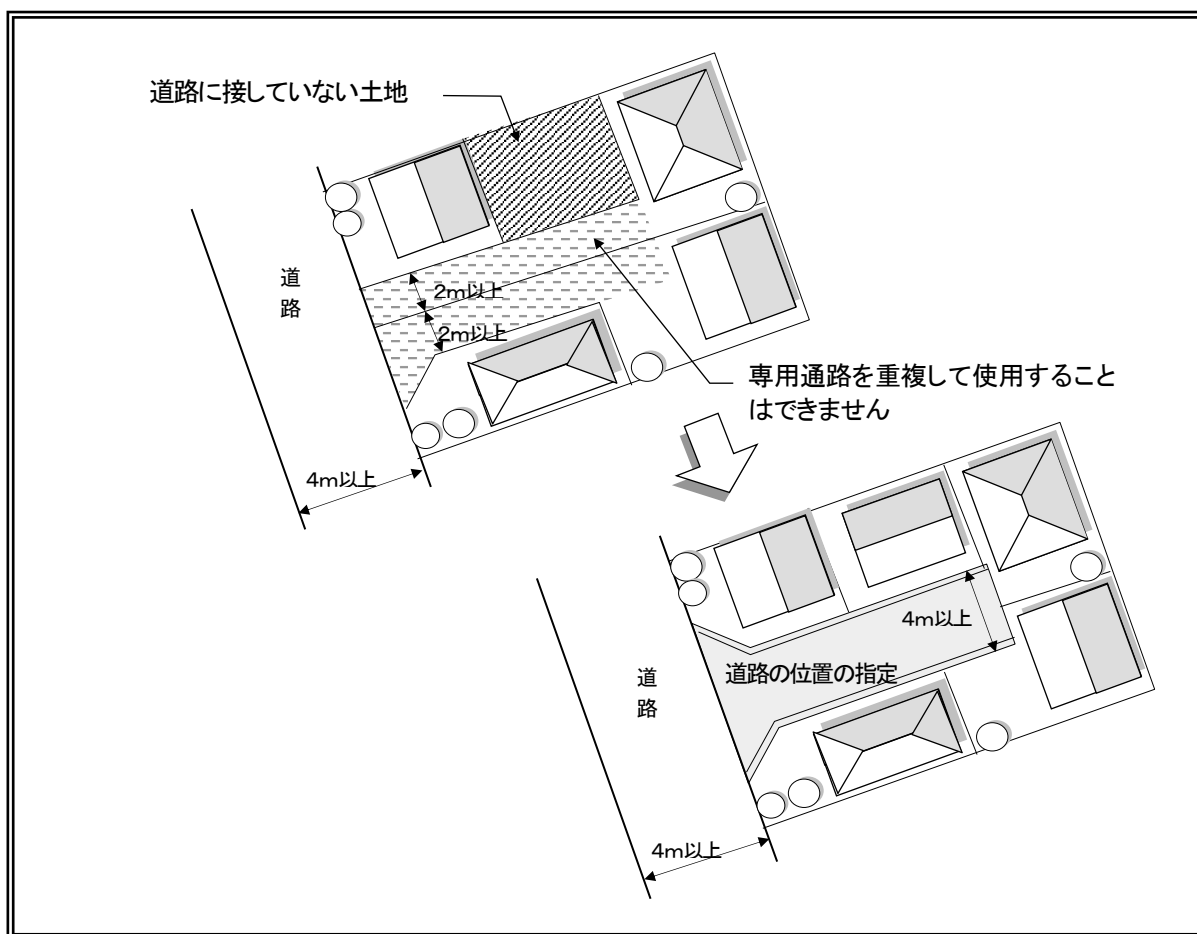
ただし、共同住宅、大規模店舗や映画館などの特殊な用途の建築物の場合は、厚木市建築基準条例（以下「基準条例」という。）によりその規模に応じて、避難のための通路や出口の確保のため、敷地が道路に接する長さや敷地内通路の幅員の規定が設けられています。

3 道路の位置の指定とは（法第 42 条第 1 項第 5 号）

専用通路は敷地の一部であり、敷地は道路に 2m 以上接していなければ、既に建っている家の増築や改築等ができなくなります。

また、新たに敷地として利用するために土地を造成する場合、それぞれの敷地は道路に 2m 以上接していなければなりません。造成する土地の規模が 500 m² 以上の場合には、都市計画法による開発許可を得て道路を造ることができますが、500 m² 未満の場合で、現況道路に接していない土地を敷地とするために、道路（私道）を造る際は、敷地と道路との関係から法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定を受けることが必要となります。

道路の位置の指定にあたっては、幅員や形状、排水施設等、道路としての具体的な基準によって整備する必要があり、また、道路となる部分の土地に係る関係権利者全員及び位置の指定を受ける道路として管理する者の承諾が必要となります。



※ 道路の位置の指定を受けた私道は、位置の指定を受ける道路として管理する者の責任において、道路として通行を損なわないよう常時適正な状態（建築基準法施行令（以下、「政令」という。）第 144 条の 4 に規定する基準に適合する状態、かつ、日常的な自動車等の駐車、植木鉢やプランターの設置などを行わない状態）を維持してください。

Ⅱ 道路の位置の指定に関する基準

1 政令による基準

道路の位置の指定に関する主な基準は政令第144条の4第1項で定められています。

政令第144条の4第1項（道に関する基準）

道路の位置の指定（法第42条第1項第5号）の規定により、政令第144条の4で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路の位置の指定を受ける私道の幅員が4m以上あって、両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次に該当する場合は、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。）とすることができる。
 - ① 延長が35m以下の場合
 - ② 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ③ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ④ 幅員が6m以上の場合
- (2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分に道に含む隅切りを設けたものであること。
- (3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- (4) 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。
- (5) 道及びこれに接する（計画）敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 厚木市建築基準条例について

政令で定める基準のほか、基準条例第 63 条及び第 64 条で、道に関する基準や道路の位置の指定等の手続きについて定めています。

第 63 条（道に関する基準）

政令第144条の4第2項の規定により定める同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準は、次に定めるところによる。

- (1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合で、交差若しくは接続又は屈曲により生ずる内角が60度以下のときは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とする底辺2m以上の三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 道は、その周囲を縁石その他これに類する材料で囲み、アスファルト舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造とし、縦断勾配が9%を超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 道及びこれに接する敷地内の雨水排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路、浸透施設その他の排水設備に排水上有効に連結したものであること。

2 前項の規定の適用区域は、本市全域とする。

第64条（道路の位置の指定等の手続）

法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、その道路の位置を明らかにした上で、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 法第42条第1項第3号若しくは第2項に規定する私道を廃止しようとする者又は同条第1項第5号に規定する私道を変更し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 厚木市建築確認等取扱規則について

政令で定める基準のほか、厚木市建築確認等取扱規則（以下「確認等取扱規則」という。）第3条で、道路の位置の指定等の申請に必要な図書・書面等を定めています。

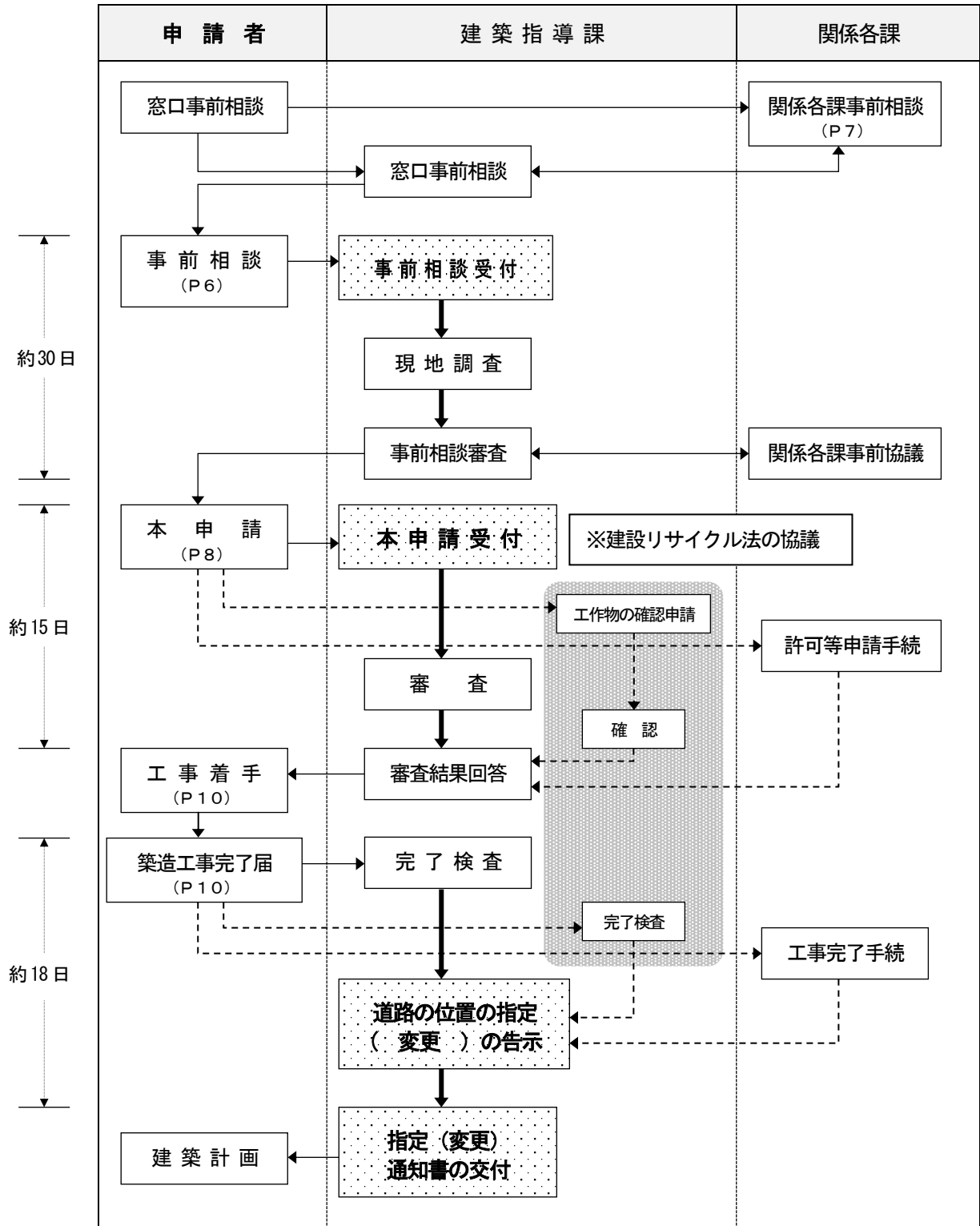
第3条（道路の位置の指定等）

法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書面が審査に必要な場合には、その添付を省略することができる。

Ⅲ 道路の位置の指定の申請手続き

1 指定申請の流れ

道路の位置の指定の申請手続きは、次の申請の流れに沿って行います。(変更の場合も同様)



※ 申請に係る期間は、標準的な日数です。

2 事前相談

道路の位置の指定を受けようとする場合は、その指定の申請に先立ち「道路位置指定事前相談書」の提出が必要となります。これは、事前に計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行い、申請書類や道路構造等が適合した時点で円滑に本申請が提出できるようにしているものです。

(1) 提出図書と記載事項

事前相談に必要な図書と記載事項は次のとおりです。(提出部数は1部です。)

	図書の種類	縮尺	記載事項	備考
1	道路位置指定 事前相談書		・別添様式による	・委任状は省略可
2	承諾書(関係権利者及 び管理者)		・別添様式による ・関係権利者に関して共有物件は全権利者名 ・実印は不要	
3	土地・建物 登記事項証明書		・指定道路敷に係る土地及び建物の登記事項証明書 (写しで可)	
4	案内図(付近見取図)		・都市計画基本図又は住宅明細地図程度 ・方位、申請道路の位置、付近の目標	・申請道路部分は赤 枠、敷地は緑枠 ・各図面の方位を合わ せる
5	公図の写し	1/500 1/600	・法務局備付け原図からの写し ・写しの年月日、場所、写した者の氏名	
6	現況図	1/200 以上	・敷地内及び周辺の状況(既存建物等図示)	
7	敷地計画図	1/200 以上	・道路の位置及び道路の築造計画等 ・接続する道路の道路種類、幅員 ・敷地内及び周辺の状況(用途地域界・都市計画道路等) ・「厚木市住みよいまちづくり条例」に準じ、建築物の敷地面積は原則100㎡以上とする。	
8	求積図・求積表	1/300 以上	・接続する道路の種類、幅員 ・申請道路の幅員、延長、周囲及び隅切り長さ ・申請道路の部分及び建築物の敷地等の求積	
9	道路断面図	1/50 以上	・道路の構造(幅員、勾配)、申請道路に接する擁壁及び 塀等の構造図	
10	排水計画図	1/200 以上	・敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
11	高低測量図	1/200 以上	・敷地が平坦な場合は、敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
12	構造詳細図	1/50 以上	・道路、排水施設、工作物等 (断面、平面、排水施設構造)	
13	境界査定図の写し		・道路、水路の境界査定図の写し	・申請道路部分が接す る部分を赤線
14	その他必要な図書		・既存建築物の建築基準法上のチェック資料等 ・現況写真(全区域、前面道路、水路等)	

(2) 関係各課との調整

事前相談と並行して、道路や下水道などの技術基準及び他法令の適合性等について関係各課との調整を行ってください。また、必要に応じて、他の関係機関等との調整を行うようにしてください。

事前調整の結果、必要な許可申請や届出の手続き等は、申請者と関係各課との間で直接行い、位置の指定を受ける上で必要と認める許可については、本申請の際に許可の写しを添付してください。

3 本 申 請

本申請は、事前相談による審査が終了し、提出図書等の準備や関係権利者の同意が得られた段階で「道路位置指定申請書」を提出してください。

(1) 提出図書と記載事項

本申請に必要な図書は次のとおりです。(提出部数は正・副2部です。)

	図書の種類	縮尺	記 載 事 項	備 考
1	道路位置指定申請書		・別添様式による	
2	承諾書（関係権利者）		・別添様式による ・共有物件は全権利者名 ・権利者の実印が押印されているもの ・親権者、後見人、法定代理人、公有地管理者のある場合は、これらの資格をその他必要な事項に記載する ・相続関係を明らかにする必要がある時は、除籍謄本、相続協議書等を添付する ・権利者が未成年の場合は、親権者の承諾を必要とする	・承諾年月日は、関係権利者別に承諾を得た日とする また、印鑑証明等は3箇月以内のもの
3	承諾書（管理者）		・別添様式による ・管理者となる者の実印が押印されているもの	・承諾年月日は、管理者別に承諾を得た日とする また、印鑑証明等は3箇月以内のもの
4	土地・建物登記事項証明書		・指定道路敷に係る土地及び建物の登記事項証明書（原本） ・受付日以前の3箇月以内のもの	
5	土地の関係権利者等の印鑑登録証明書		・承諾者全員の受付日以前の3箇月以内のもの ・登記上と印鑑登録の住所が異なる場合は住民票を添付 ・法人の場合は、代表者証明書を添付	
6	委任状		・代理者による申請の場合	・申請者の押印が必要
7	案内図（付近見取図）		・都市計画基本図又は住宅明細地図程度 ・方位、申請道路の位置、付近の目標	・申請道路部分は赤枠
8	現況図	1/200以上	・敷地内及び周辺の状況（既存建物等図示）	・申請道路部分は赤枠、敷地は緑枠 ・各図面の方位を合わせる ・自費工事を行う場合はその内容を明示
9	公図の写し	1/500 1/600	・法務局備付け原図からの写し ・写しの年月日、場所、写した者の氏名	
10	敷地計画図	1/200以上	・道路の位置及び道路の築造計画等 ・敷地内及び周辺の状況、接続する道路の種類、幅員 ・用途地域界・都市計画道路等 ・「厚木市住みよいまちづくり条例」に準じ、建築物の敷地面積は原則100㎡以上とする	・申請道路部分は赤枠、敷地は緑枠 ・各図面の方位を合わせる ・自費工事を行う場合はその内容を明示
11	求積図・求積表	1/300以上	・接続する道路の種類、幅員 ・申請道路の幅員、延長、周囲及び隅切り長さ ・申請道路の部分及び建築物の敷地等の求積	
12	道路断面図	1/50以上	・道路の構造（幅員、勾配）、申請道路に接する擁壁及び塀等の構造図	
13	排水計画図	1/200以上	・敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
14	高低測量図	1/200以上	・敷地が平坦な場合は、敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
15	構造詳細図	1/50以上	・道路、排水施設、工作物等（断面、平面、排水施設構造）	
16	境界査定図の写し		・道路、水路の境界査定図の写し	・申請道路部分が接する部分を赤線
17	その他必要な図書		・既存建築物の建築基準法上のチェック資料等 ・現況写真（全区域、前面道路、水路等）	

(2) 手続上の留意点・注意事項

- ① 申請者（築造主）は、原則として道路を築造しようとする者となります。
- ② 申請代理者は、原則有資格者（建築士、測量士、行政書士、土地家屋調査士等）となります。
- ③ 道路の位置の指定を受けようとする指定道路敷の土地は、新たに造成する敷地及び既存の敷地と区分し、「公衆用道路」として分筆登記するようにしてください。
なお、分筆の時期は、工事完了届を提出する前に全て終わらせることとし、築造工事完了届を提出後、指定告示までの間に権利の変更が生じないように注意してください。
- ④ 本申請前に道路及び水路等公有地との境界確定を必ず済ませてください。
- ⑤ 道路の位置の指定を受けようとする指定道路敷の土地に接する隣地等については、民々の境界確定を済ませてから図面等の作成を行うようにしてください。なお、境界杭の位置を図面に明示してください。
- ⑥ 道路の位置の指定により、法の制限（道路斜線、建ぺい率、容積率等）を新たに受けることとなる建築物がある場合は、法の制限が新たに生じたことによる検討をした上で、検討結果図書を添付してください。
- ⑦ 法第 88 条第 1 項の工作物の確認を要する工事が含まれている場合は、本申請に併せて当該工作物にかかる確認申請の手続をしてください。

（工事着手までには、⑦に関わる確認済証を提出すること。）

(3) 関係権利者及び管理者の承諾

道路の位置の指定を受けた土地は、道路としての性格上、建築物等を築造することができなくなり（法第 44 条及び法第 45 条）、私有地であっても利用の制限が課せられるようになります。

そこで、道路の位置の指定の申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地、又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して、権利を有する者の「承諾書」が必要となります。

◇ 関係権利者の範囲

- ① 申請道路の土地に関して権利を有するもの。
- ② 申請道路の土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもの。
- ③ 既存の私道（位置の指定の道路を除く）に接続して位置の指定を受けようとする場合、その私道に関して権利を有するもの。

※ 変更や廃止の申請を行う場合は、「計画敷地部分の土地、その土地に接する土地及び当該土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもののうち市長が必要と認めた権利者」を加えるものとします。

また、土地の関係権利者の承諾とは別に、指定を受けようとする道路について、道路の管理の担保について建築基準法施行規則第 9 条に規定されているため、指定時に管理する者の「承諾」が必要となります。

4 工事着手・完了検査

(1) 工事着手

道路の位置の指定の本申請の審査は、書類審査と工事完了検査の2段階に分かれ、書類審査が終わると、市からその旨を連絡しますので、その後に工事を着手してください。なお、道路の築造工事の各施工段階における工程写真を必ず撮影してください。

(2) 完了検査

道路の築造工事が完了したら、「築造工事完了届」を提出し完了検査を受けることとなります。

なお、工事が長期間に渡り、完了が本申請の受付日から換算して3箇月を超えた場合は、再度、関係権利者の土地及び建物登記事項証明書を提出してください。

このとき、関係権利者及び管理者の変更があった場合、又は指定・告示をする上で承諾書が必要と判断した場合は、築造工事完了届と同時に承諾書（印鑑証明付）を提出して頂く場合があります。

また、関係各課への完了届や検査手続き等が必要な場合は、申請者と関係各課との間で直接行い、検査済証等の写しを添付してください。

完了検査申込み時に必要な図書と記載事項は次のとおりです。

	図書の種類	内容及び記載事項
1	築造工事完了届	・別添様式による（1部）
2	工事施工の工程写真	・道路、排水施設等の各段階の工程写真（1部） ・着手前の写真と完成写真（1部）
3	その他必要な図書	・案内図・公図の写し（分筆後）・確定求積図・完了図を各3部（着色図面）提出してください。 ・道路の位置の指定を受ける土地の謄本（地目変更の確認のため） ・関係法令の検査済み証等の写し

5 告示・通知

(1) 告示

工事の完了検査に合格し、市が配布する「道路位置指定」の標示プレートの設置がなされ、最終的な審査が終わると、厚木市が道路の位置の指定の告示を行います。

(2) 通知

道路の位置の指定の告示とともに、指定の通知書を申請者に交付し、正式に道路の位置の指定を受けたこととなります。

IV 指定の変更・廃止手続き

1 変更（一部廃止）・廃止申請の流れ

道路の位置の指定の変更（一部廃止）・廃止（以下「変更等」という。）手続きは、指定の申請の流れを基本に行います。

変更等の本申請する前に「変更（一部廃止）・廃止事前相談書」の提出が必要となり、事前に変更等に伴う計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行い、本申請に必要な図書等が適合した時点で円滑に変更等の本申請が提出できるようにしているものです。

道路の位置の指定の廃止手続きは、次の申請の流れに沿って行います。なお、関係各課及び関係機関等との調整は必要に応じて行うようにしてください。

なお、変更等によって、その道路に接する敷地が、法第43条第1項等の規定に抵触することとなる場合は、変更等が制限されますので注意してください。（法第45条第1項）

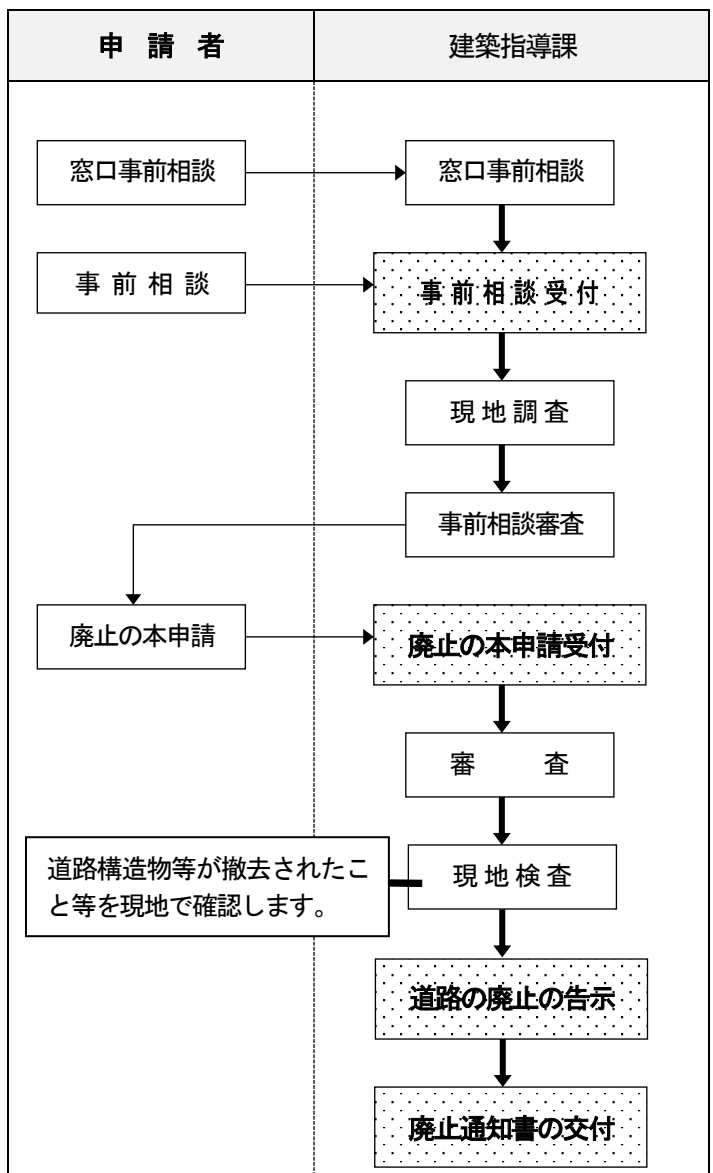
また、廃止にあたっては既存建築物及び道路構造物等を撤去後、「道路位置指定」の標示プレートを返却してください。

2 開発行為等に伴う廃止

都市計画法第29条及び第35条の2による開発許可を受けた開発区域内等に位置の指定を受けた道路の区域が全て存在する場合には、開発行為等の工事の着手をもって廃止等の申請手続きがなされたものとみなします。

（確認等取扱規則第3条の2「開発区域内等の私道の変更又は廃止等」）

◇ 廃止申請の流れ

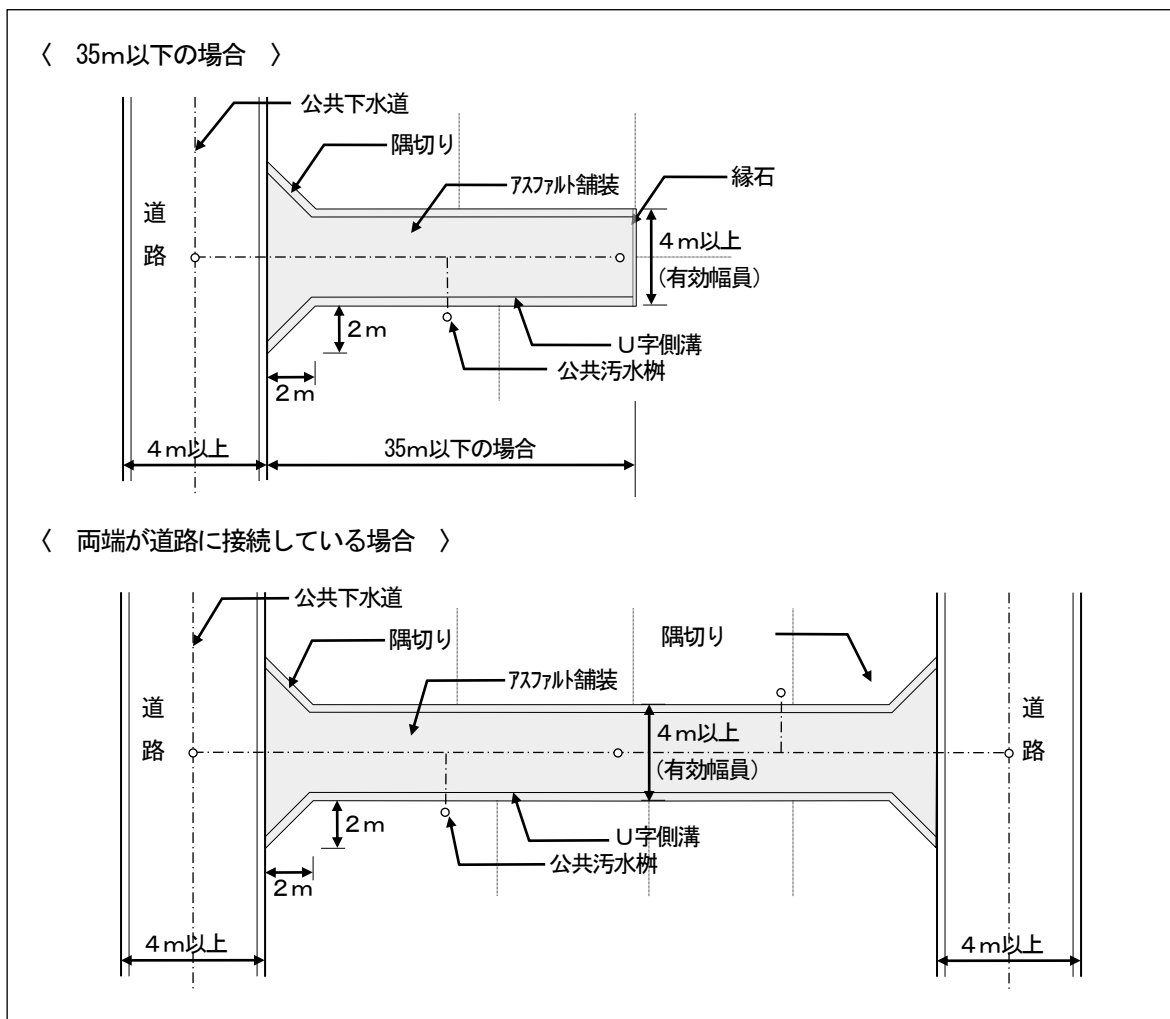


V 道路の位置の指定の技術基準

1 道路の構造に関する基準

- (1) 道路の位置は、その指定、変更を受けた区域をコンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石、その他これらに類するもので囲うこと。
- (2) 道路の表層は、原則としてアスファルト舗装（密粒又は浸透性）・コンクリート舗装とすること。
- (3) 縦断勾配は、9%以下とすること。ただし、地形等により止むを得ない場合にあっては、小区間に限り最大12%以下とし、滑り止め等を講じた舗装とすること。
- (4) 横断勾配は、原則として1%以上、2%以下とすること。
- (5) 道路が宅地より高い場合は、ガードレール、車止め等の落下防止用の安全施設を設けること。
- (6) 原則として階段状としないこと。

◇ 道路標準図

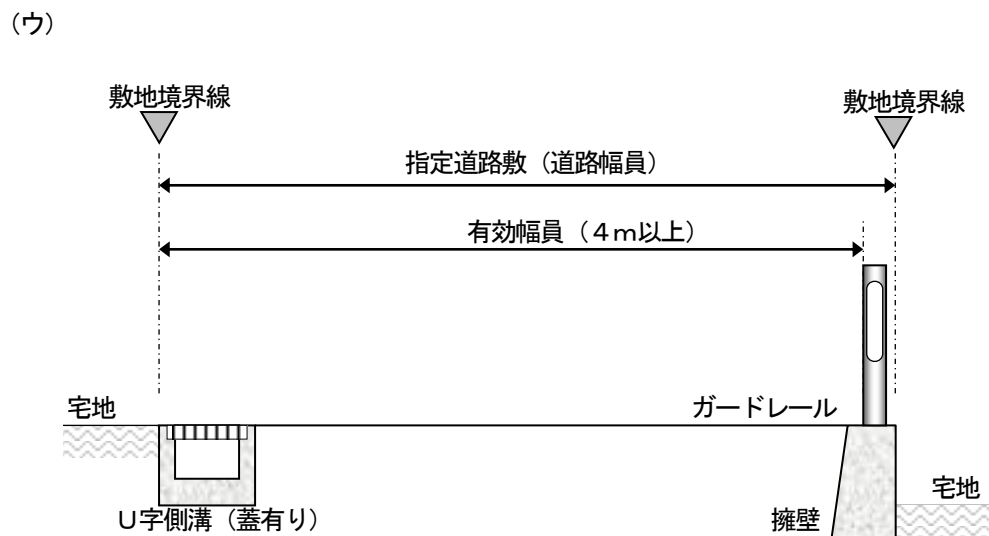
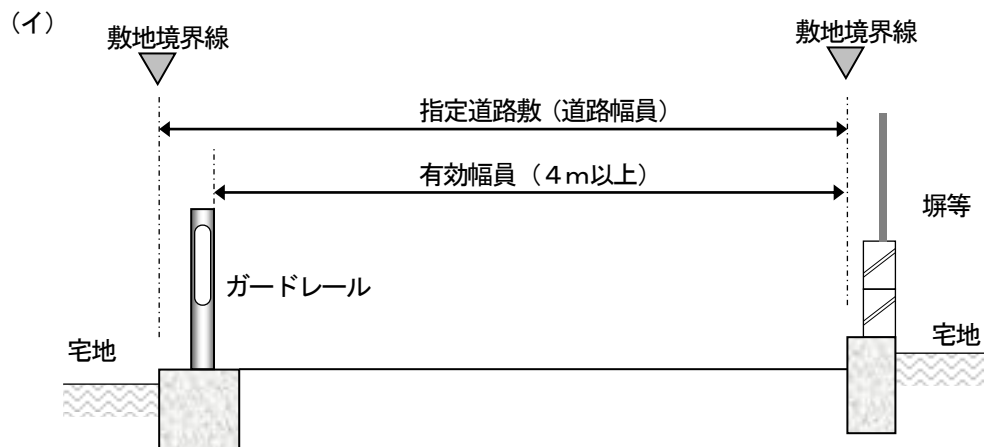
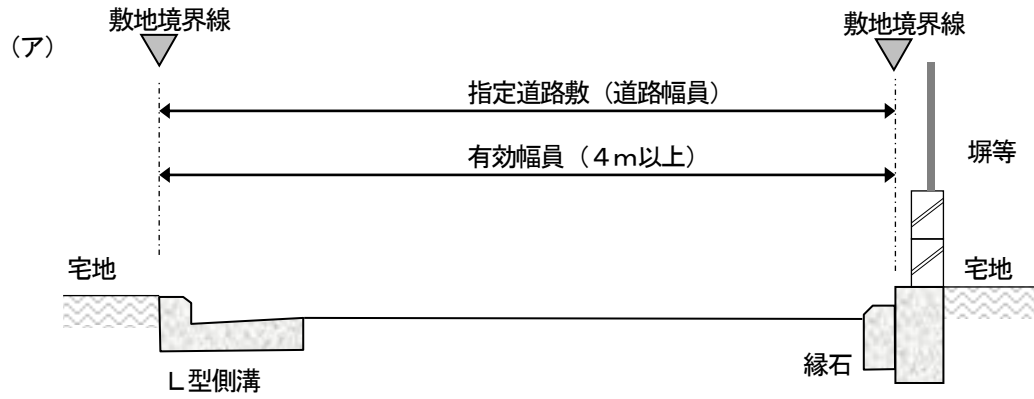


2 道路の幅員や形態に関する基準

(1) 指定道路敷及び有効幅員


下図に示すように有効幅員は、4 m以上とする。

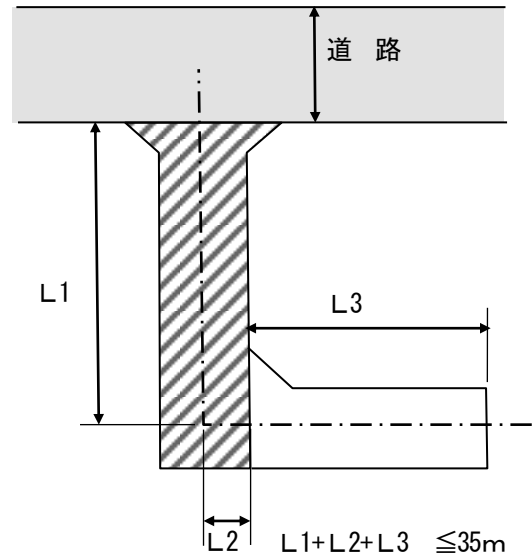
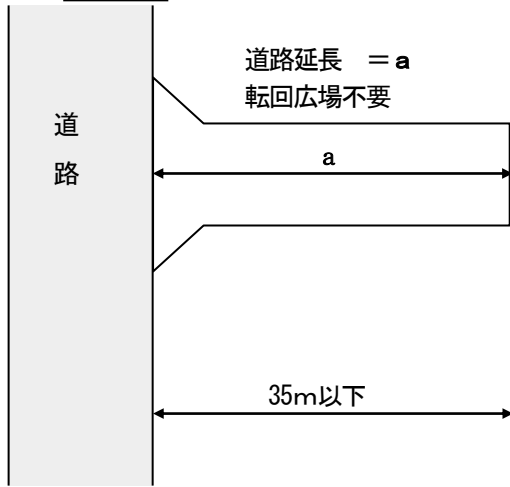
※道路の有効幅員は、道路の中心線で直角に計り、幅員の一定でない道路は、その変化点各々の幅員とする。



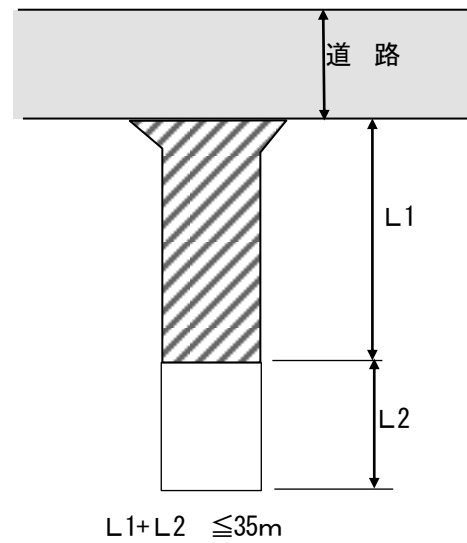
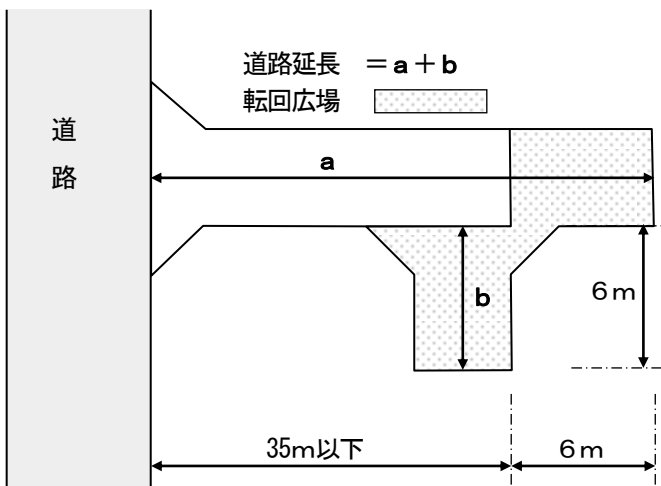
(2) 道路延長

下図に示すように接続点から終点までの道路中心線の長さの合計とする。

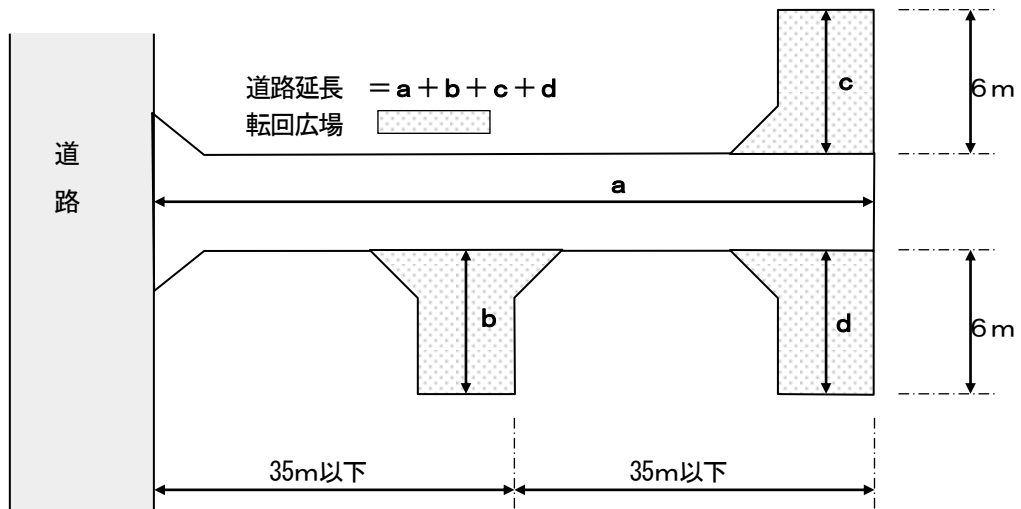
- (ア)  は幅員6m未満の既存道路部分（公道(道路)・私道を問わない。）
は新たに位置指定を受ける部分



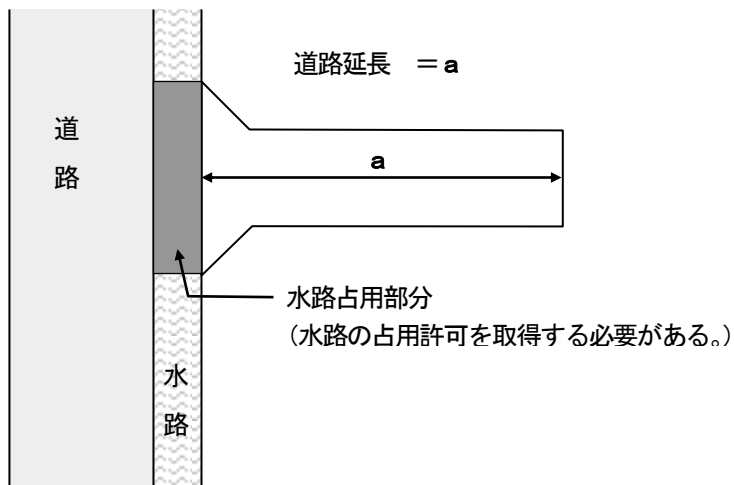
(イ)



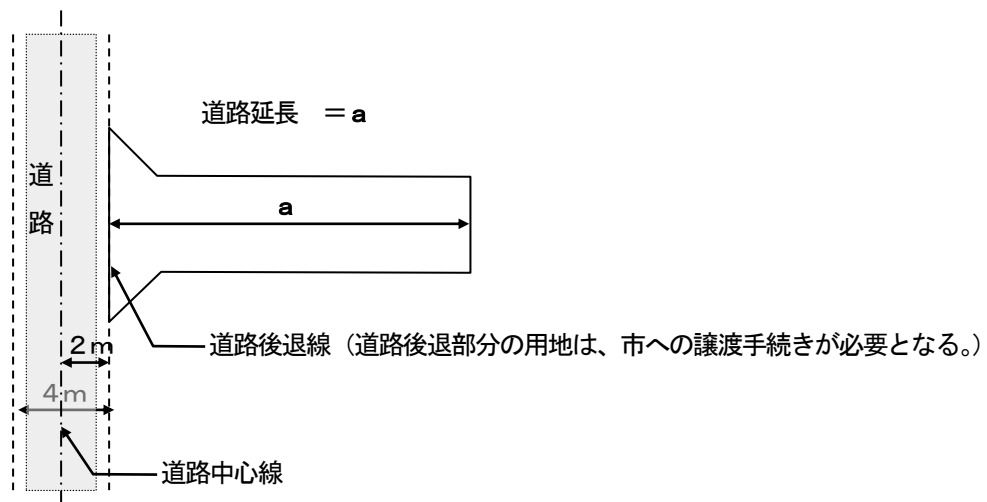
(ウ)



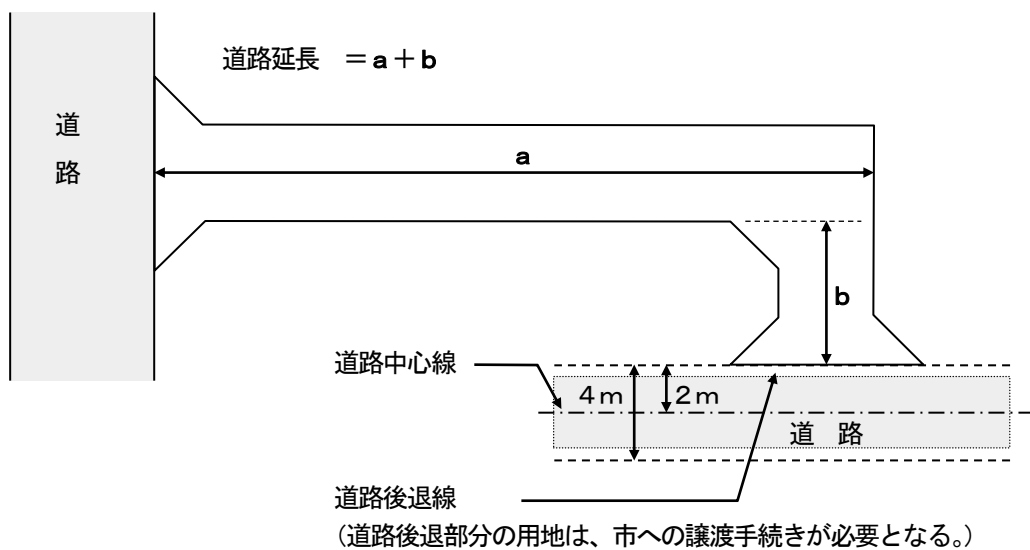
(エ) 接続する道路との間に水路がある場合



(オ) 法第42条2項の道路(中心後退の場合)に接続する場合

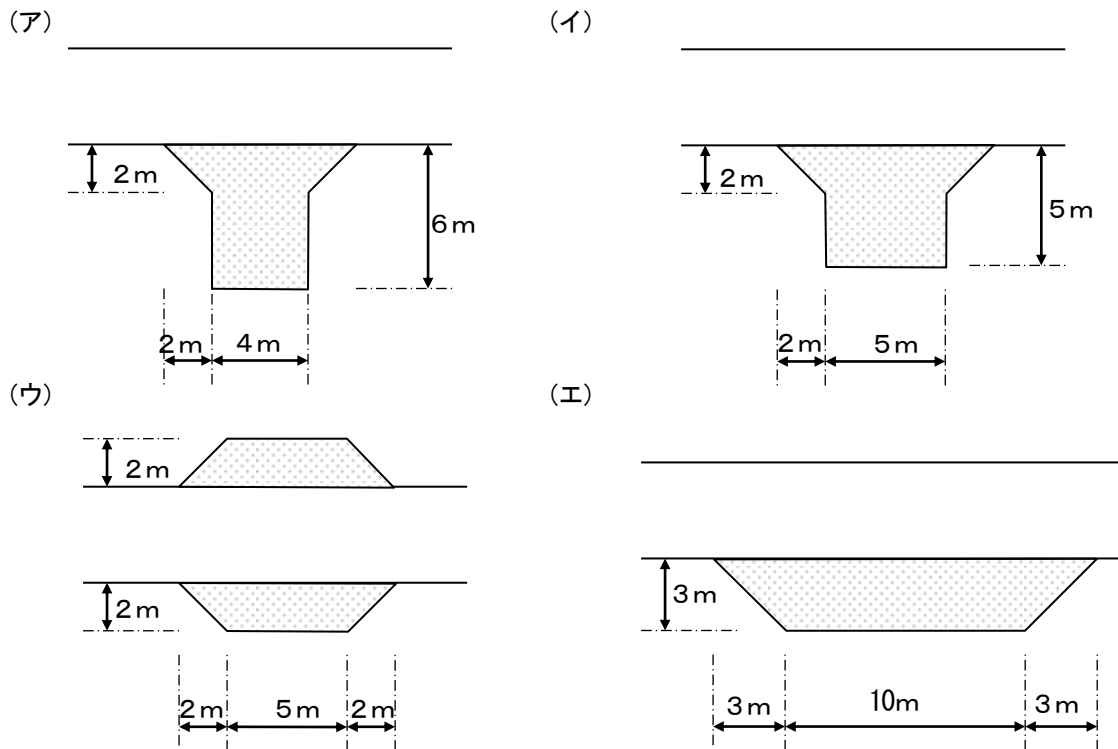


(カ) 両端が道路に接続している場合



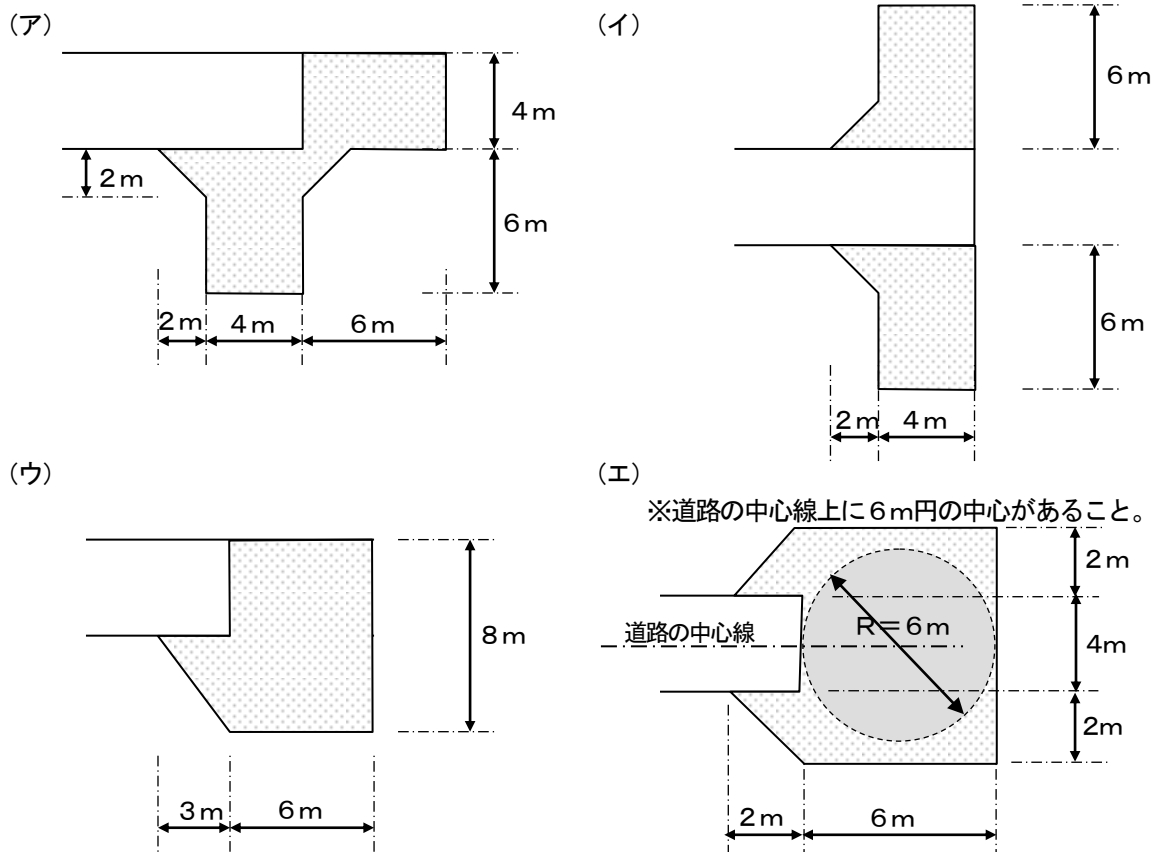
(3) 中間の転回広場

下図(ア)又は(イ)を標準とする。ただし、既存建物がある等相当な理由がある場合で、通行上支障がないと認められる場合は、(ウ)又は(エ)とすることができる。



(4) 終端の転回広場

下図(ア)又は(イ)を標準とする。ただし、既存建物がある等相当な理由がある場合で、通行上支障がないと認められる場合は、(ウ)又は(エ)とすることができる。



(5) 道路の隅切り

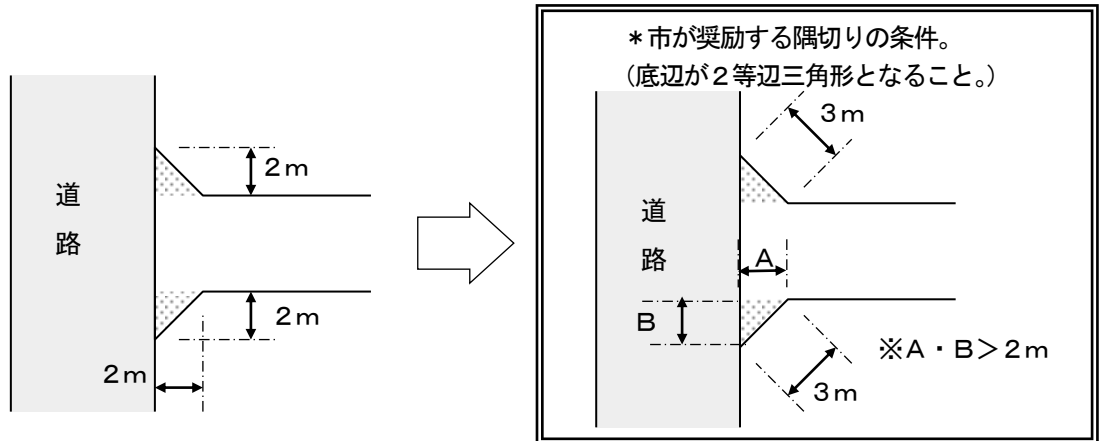
下図（ア）を標準とする。

ただし、どちらか一方の隅切りの関係権利者等から同意が得られない場合で相当な理由があり、かつ、通行上の安全性の確保がある場合は（イ）とすることができる。

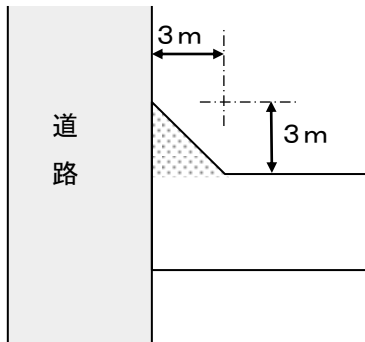
また、（ア）・（イ）の形態が確保できない場合で、回転軌跡等で通行上の安全性において支障がないと認める場合は、（ウ）・（エ）とすることができる。

また、歩道幅員2m以上の道路に接続する場合は道路管理者と協議を行い、さらに避難及び通行の安全上支障ないと認められる場合は隅切りを設けないことができる。

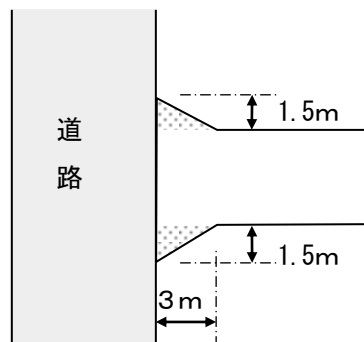
(ア)



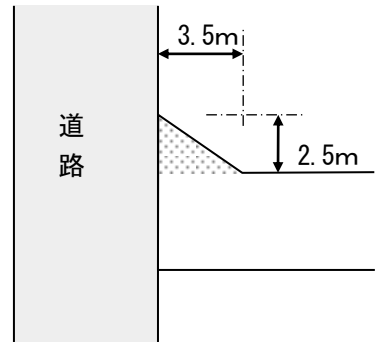
(イ)



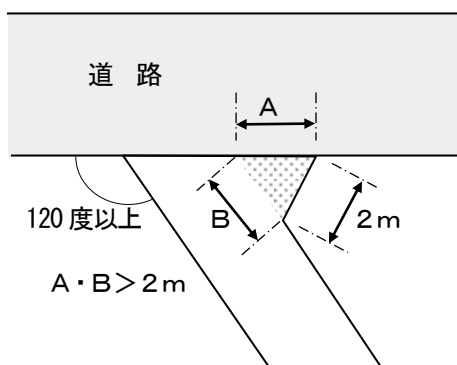
(ウ)



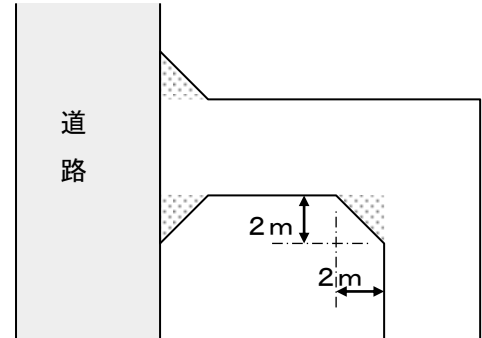
(エ)



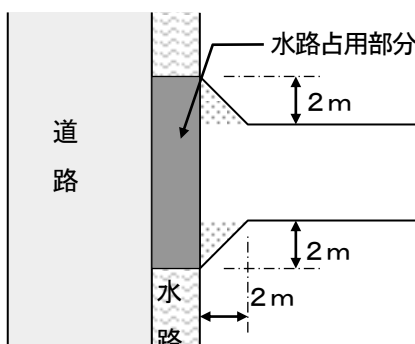
(オ) 120度以上で接する部分の隅角の基準



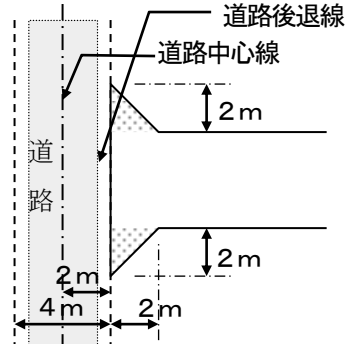
(カ) 屈折する部分の基準



(キ) 接する道路の部分水路等がある場合の基準



(ク) 接する道路が4m未満の道路基準

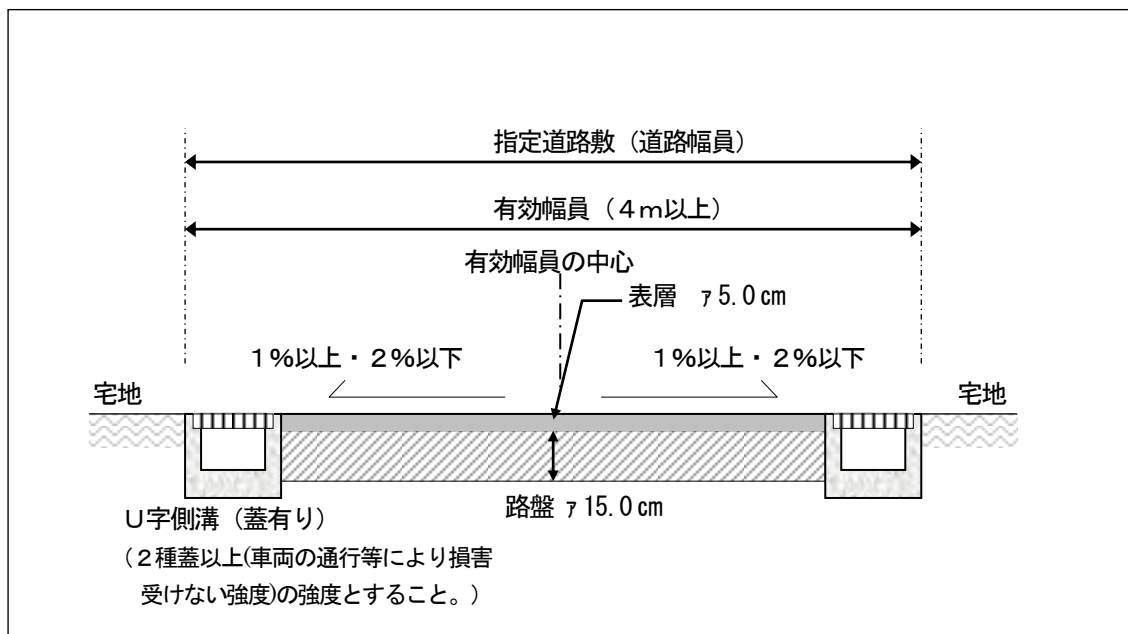


(6) 道路標準断面図

道路の舗装構成は、下図を標準とする。ただし、路床が軟弱な場合や道路の幅員が大きい場合等の際は、「アスファルト舗装要綱」（日本道路協会）によるものとする。

舗装構成	材 質		層 厚
表層（アスファルト舗装）	密 粒 度	開粒度 （透水性舗装）	5.0 cm
路 盤	RM-40	RC-40	15.0 cm

◇ 参考図



(7) 既存の建築物の立ち並びを救済する既成地における道路位置指定

既存の建築物が法第 43 条第 1 項の接道規定等に適合しない場合に接道を確保するために新たに設置する道路にあって、周囲の状況から (5) の規定に適合することが著しく困難であり、避難及び通行の安全上支障ないと認められた場合に限り、(5) の規定によらないで道路を指定することができる。

(8) その他

築造された道路を将来市へ寄付することがある場合は、道路管理課と協議を行うこと。

附 則

本手引きは、平成16年11月1日から施行する。

附 則

改 訂 平成18年4月1日から施行する。

附 則

改 訂 令和5年4月1日から施行する。

□ 様 式

道路位置指定事前相談書

道路位置変更（一部廃止）・廃止事前相談書

道路位置指定申請書

道路位置変更 [(一部廃止)・廃止申請書]

承諾書（道路位置指定）

承諾書 [道路位置変更（一部廃止）・廃止]

承諾書（管理者）

築造工事完了届

□ 関係窓口一覧表

電話 046-223-1511 (代表)

担当課名	所管事務内容	場所
□農業委員会	農地転用の届出及び許可	第2庁舎 (厚木ビジネスタワー15F)
□まちづくり推進課	土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請 土地区画整理事業促進区域内建築行為等許可申請	(厚木ビジネスタワー14F)
□下水道総務課	公共下水道の使用料及び受益者負担金 公共下水道及び排水施設の接続協議 水路占用許可及び水路自費工事	
□まちづくり指導課	厚木市住みよいまちづくり条例 ワンルーム形式集合建築物に関する指導	(厚木ビジネスタワー13F)
□開発審査課	開発許可事前相談 都市計画法に基づく開発許可申請 市街化調整区域内の建築許可 開発行為等に関する証明書の交付 優良宅地の認定等	
□建築指導課	建築基準法に基づく建築確認及び許可申請等 建築基準法上の道路扱い等相談 道路の位置の指定の相談及び申請・縦覧 みんなのバリアフリー街づくり条例 バリアフリー法 長期優良住宅の認定及び低炭素建築物の認定 建築物省エネ法の届出等 建築協定制度の認可 優良住宅の認定 住宅の耐震診断 建設リサイクル法の届出等	
□都市計画課	都市計画全般について(用途地域、地区計画等) 国土利用計画法に基づく届出窓口 地区計画区域内の建築行為について 都市計画施設・都市計画道路・用途地域等の確認 生産緑地地区の位置確認	(厚木ビジネスタワー12F)
□道路管理課	道路全般(認定路線・管理幅員の確認) 道路占用許可及び道路自費工事申請等 道路用地の取得要綱 市道(水路)の境界査定	(厚木ビジネスタワー10F)
□農業政策課	農道、農業用水路の排水接続及び自費工事等	(厚木ビジネスタワー8F)
□文化財保護課	埋蔵文化財	(厚木ビジネスタワー5F)
□交通安全課	交通事故防止対策(工事中の安全確保) 交通安全施設の設置等	(厚木ビジネスタワー3F)
□予 防 課	消防同意 消防法・厚木市火災予防条例	消防本部-2F
□警 防 課	消防水利及びはしご車の着てい場所等	
□神奈川県土木事務所 許認可指導課	県が管理する国道・県道等に関すること 急傾斜地の崩壊による災害防止法 河川法関係(荻野川・玉川・小鮎川) 砂防法関係(七沢川・真弓川)	厚木南合同庁舎 (厚木市田村町2-18) Tel 046-223-1711
□相模川環境課	河川法関係(相模川・中津川)	
□神奈川県企業庁 厚木水道営業所	上水道に関すること	厚木合同庁舎(厚木市水引2-3-1) Tel 046-224-1111
□国土交通省横浜国道事務所 厚木出張所	国道等に関すること	Tel 046-221-0004

道路位置指定申請の手引き

厚木市まちづくり計画部建築指導課

厚木市中町3丁目17番17号

TEL 046-223-1511(代表)、046-225-2430(直通)

FAX 046-223-0166

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>